

(経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査)

審査メモ

1 経済センサス - 活動調査の変更について

令和8年に実施する経済センサス - 活動調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）、「報告を求めるため用いる方法」（以下「調査方法」という。）等を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 調査事項の変更（サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し、財分野の生産物分類の把握 等）
- (2) 調査方法の変更（オンライン先行回答方式の導入等、一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し 等）
- (3) 集計事項の変更（集計事項の加除 等）
- (4) 公表期日の変更（「産業横断的集計（確報）」の公表早期化）

また、個人企業経済調査についても、本調査の実施年に限って使用する同時実施用の調査票（個人企業経済調査の調査票に本調査の調査事項を入れ込んだもの）を変更することを計画している。

(1) 調査事項の変更

ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し

- ・ サービス分野の調査品目について、国民経済計算、SUT推計等の利活用を踏まえ、品目の分割や統合を実施

(審査状況)

- (ア) 令和3年に実施した経済センサス - 活動調査（以下「令和3年調査」という。）では、統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終とりまとめ」という。表1参照）を踏まえ、サービス収入の内訳を把握する際に用いる調査品目について、用途の類似性による基準を指向した生産物分類を基にしたものに見直すとともに、副業の生産構造を把握するため調査事項を追加する変更を行った。

表1 最終取りまとめの内容

（生産物分類の整備及び副業の生産構造の把握に関する部分を抜粋）

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

- ・ 総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う（略）
- ・ 2020年を対象年次とする調査において、総務省及び経済産業省は、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図る（略）

（イ） 令和3年調査の調査結果を分析したところ、一部の調査品目において、計上金額が少ないものや、「その他」品目が大きい額として計上されたものが見受けられた。このため、本件申請では、国民経済計算、SUT推計等の利活用状況を詳細に把握した上で、調査品目の見直しを計画している。

（ウ） これについては、令和3年調査の実施状況及び利活用ニーズを踏まえたものであることから、おおむね適當と考えるが、見直しにおける検討過程や回答への影響などについて確認する必要がある。

（論点）

- a 今回のサービス分野の調査品目の変更について、具体的にどのようなものがあるか。事例ごとに代表的な例をご説明いただきたい。
- b 今回のサービス分野の調査品目の見直しは、どのような考え方に基づき、検討を行ったのか。見直しの検討は、どのような手順で行ったのか。
- c 前回の調査品目の設定に係る評価や見直しの際のニーズの把握はどのように行ったのか。
- d 調査品目の見直しに伴う報告者の回答可能性や報告者負担の軽減対策として、どのようなものを検討しているのか。

イ 財分野の生産物分類の把握

- ・ 財分野の調査品目について、これまでの日本標準産業分類を基にした調査品目から、生産物分類（令和6年3月18日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）を基にした調査品目に見直し

（審査状況）

（ア） 財分野の調査品目について、令和3年調査までは日本標準産業分類の分類体系に基づき設定していたが、本件申請では、最終とりまとめを踏まえ、国民経済計算、SUT推計等の精度向上に資する目的で、用途の類似性による基準を指向した生産物分類に基づく調査品目に変更することを計画している。

(イ) これらについては、前記アの最終とりまとめを踏まえた、サービス分野の生産物分類適用に続く対応であり、おおむね適當と考えるが、令和3年調査の品目分類との接続の状況や報告者の回答可能性や報告者負担、また利活用（国民経済計算等）の観点から、総務省及び経済産業省における検討内容について確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の財分野の調査品目における生産物分類の適用に当たり、従来の調査品目との違いは何か。具体的な例とともにご説明いただきたい。
- b 財分野の生産物分類を適用するに当たり、どのような考え方に基づき、検討を行ったのか。見直しの検討は、どのような手順で行ったのか。
- c 調査品目の見直しに伴う報告者の回答可能性や記入報告者負担の軽減対策として、どのようなものを検討しているのか。
- d 本調査から、財分野の調査品目に生産物分類を適用することにより、これまでの調査結果とどのような違いが想定されるか。調査結果を統計利用者にわかりやすく周知するための措置はどのようなものか。

ウ その他の調査事項の見直し

- ・ 本件申請におけるその他の調査事項の見直しは、下記のとおり、計画している。

表2 本調査で見直す調査事項

No	調査事項	変更内容	変更理由等
①	旧特定サービス産業実態調査項目 【10】調査票（サービス関連産業B） 【19】事業所調査票（建設業、サービス業）	廃止	経済構造実態調査で利活用や記入精度の観点から同事項が廃止されているところ、本調査でも利活用等について同様の状況にあることから、廃止するもの
②	事業の業態 【19】事業所調査票（建設業、サービス業）	見直し	産業格付事務の円滑化のため、選択肢を真に産業格付けに必要な項目に限定するとともに、調査票上に説明を追記するもの（従前は、業態の内容説明について「記入のしかた」を参照）
③	管理・補助的業務か否か 【15～20】複数事業所企業調査票（全産業）	追加	産業格付事務の円滑化のため、管理・補助的業務か否かの設問を追加するもの ※もっぱら管理・補助的業務を行っている場合に、□にチェックを入れる回答方式
④	この場所での事業所の開設時期 以下の調査票以外の全ての調査票 【13】企業調査票	見直し	直近の状況を把握するため、平成28年以降各年単位にするよう見直しするもの

	【14】団体調査票（政治団体、宗教）		
⑤	店舗形態 【05】調査票（卸売業、小売業） 【18】事業所調査票（卸売業、小売業）	見直し	日本標準産業分類の改定で新設された分類項目を正確に把握するため、「均一価格店」の選択肢を追加するよう見直しするもの
⑥	物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高 【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）	廃止	経済構造実態調査における対応等を踏まえ、「建設、サービス収入の内訳」において把握するため、廃止するもの
⑦	本所の正式名称・所在地等 ※「個人経営」の「支所・支社・支店」の場合に限る 【01】調査票（産業共通） 【12】調査票（政治団体、宗教）	廃止	本件申請では、併せて地域別売上高の推計方法を変更（後記1（3）参照）するため、「個人経営」の「支所・支社・支店」の場合に「本所の正式名称・所在地等」を把握する必要がなくなったことから、廃止するもの
・ また、「法人でない団体」について、産業特性事項の拡充の観点から、調査票を「産業共通調査票」から「産業別単独事業所調査票」に見直し			

（審査状況）

(ア) 本件申請では、上記のとおり、調査事項について、経済構造実態調査（総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査）に統合・再編され、令和2年に中止された特定サービス産業実態調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）から本調査に移行して継続的に把握していた項目を廃止するほか、卸売・小売等の事業の業態の見直しや、調査事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っているか否かの項目の追加^(注)等の変更を計画している。また、一部の調査票の構成を見直すこととしている。

(注)「管理・補助的業務か否か」については、審査の過程で、産業格付の判断に用いるためのものであり、集計は行わない。

(イ) このうち、調査事項の追加及び見直しを行うものについては、調査結果の精度向上を図ることを目的とした変更であり、廃止するものについても、把握方法、集計方法の変更や利活用状況を踏まえたものとなっている。また、調査票構成の見直しは、「法人でない団体」に係る事業所について、産業特性事項の拡充を図るものであることから、いずれも特に問題ないものと考えるが、調査事項の廃止により、調査結果の利活用に支障が生じることがないか、また、調査票の構成を見直すことによる報告者負担などについて確認する必要がある。

（論点）

- a 今回、廃止を予定している調査事項については、どのような目的で把握しているのか。廃止することにより、利活用面での支障はないか。
- b 今回追加する調査事項及び見直しする調査事項について、その必要性は何か。
- c 「法人でない団体」について使用する調査票を見直す理由は何か。調査票を見直

すことによる報告者負担は過大となっていないか。

(2) 調査方法の変更

ア オンライン先行回答方式の導入等

- ・ 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定。以下、「第Ⅳ期基本計画」という。）を踏まえて、オンライン回答を推進するため、甲調査についてオンライン回答を基本とする方法を導入

(審査状況)

- (ア) 第Ⅳ期基本計画においては、オンライン調査について表3のとおり目標が掲げられている。このことを踏まえて、本調査においてもオンライン回答の推進が求められている。

表3 第Ⅳ期基本計画における記載状況（オンライン回答の推進に関する記述を抜粋）

第1 施策展開に当たっての基本的な方針

3 第Ⅳ期基本計画における施策展開の基本的な視点

- (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成
オンライン調査については、導入率は約9割に達しているにもかかわらず、実際の利用率が低迷しており、今後の5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む。

- (イ) 本件申請では、甲調査の調査方法について、以下のとおり変更することとしている。

① 直轄調査

国が委託する調査実施事業者から調査対象事業所に対して、オンライン回答に必要な書類のみを先行して送付し、オンライン回答を基本とする。ただし、調査対象事業所からの要望等に応じて紙の調査票を送付し、それによって回答することも可能とする。

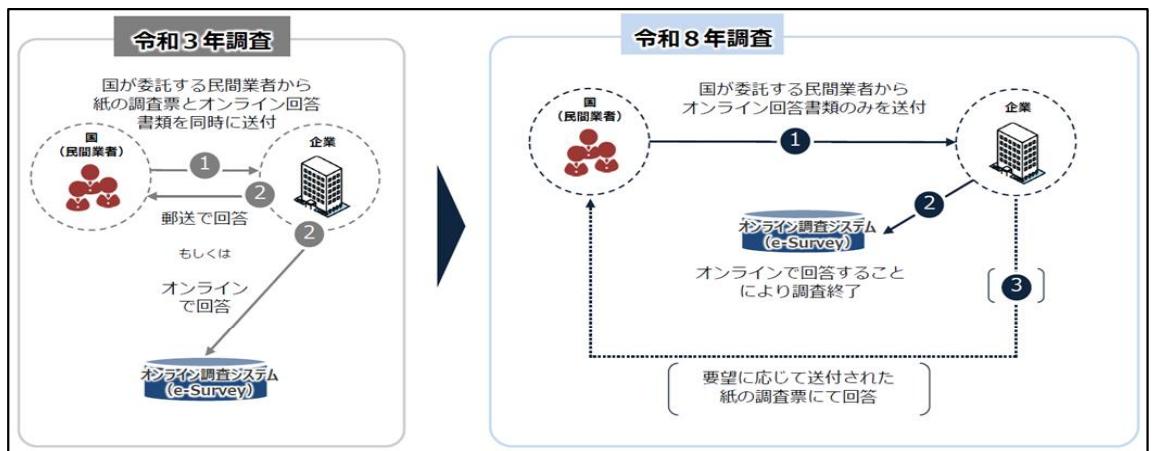
② 調査員調査

i) 存続事業所については、国が委託する調査実施事業者から調査対象事業所に対して、オンライン回答に必要な書類のみを先行して送付し、オンライン回答を基本とする。なお、オンライン回答がなかった事業所に対しては、紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン又は調査員の取集によって回答する。

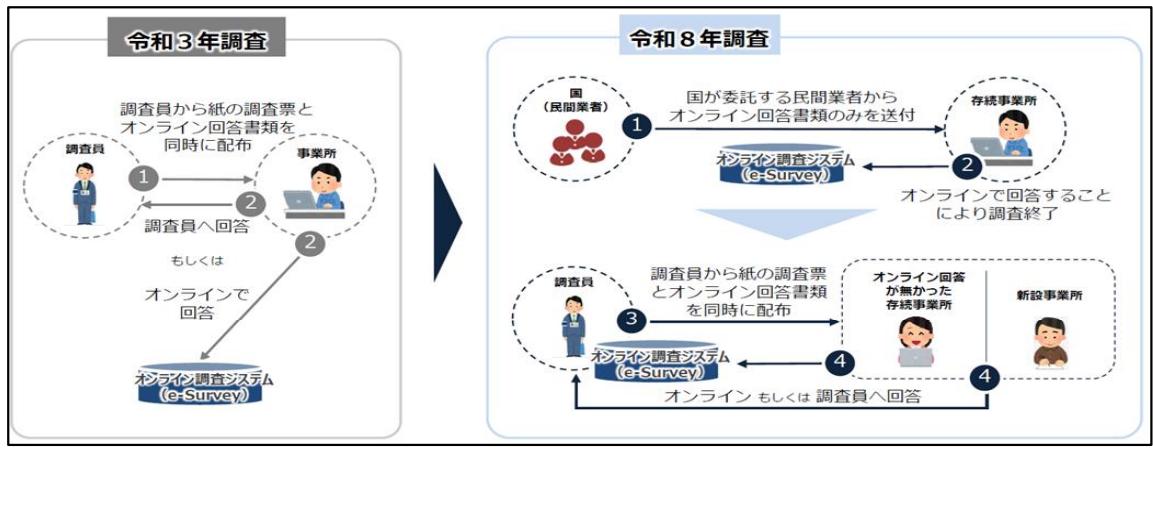
ii) 調査員により新たに捕捉された新設事業所に対しては、調査員から当該事業所に対して紙の調査票とオンライン回答に必要な書類を同時に配布し、オンライン又は調査員の取集によって回答する。

図1 調査方法の変更イメージ図

【直轄調査】



【調査員調査】



(ウ) また、オンライン回答の推進に資するため、電子調査票の改善や、ログイン方法の解説動画の作成、オンライン回答専用のコールセンターの設置、分類番号検索システム（仮称）の開発などを計画している。

(エ) これらについては、報告者に対して原則オンライン回答を求ることにより、オンライン回答率の向上を目指すものであり、第IV期基本計画における記載内容を踏まえた取組として、おおむね適切と考えるが、この調査方法の見直しによって期待される効果や、円滑な調査実施に影響がないかなどについて確認する必要がある。

(論点)

- a 令和3年調査におけるオンライン回答は、どのような状況であったのか。

- b 令和8年調査において、原則オンライン回答とすることにより、オンライン回答率はどの程度を見込んでいるのか。
- c 今回の見直しにより、地方公共団体や統計調査員の事務負担及び報告者負担の観点からどのような効果が期待されるのか。また、実査を担当する地方公共団体の意見・要望は、見直しに当たりどのように反映されているのか。
- d 原則オンライン回答とすることについて、報告者の理解が特に重要と考えられるが、報告者への説明はどのように行うのか。

イ 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し

- ・ 甲調査の調査票の配布、回収方法（調査員調査、直轄調査）の区分の見直し

（審査状況）

(ア) 本調査は、これまで、表4のとおり、調査対象区分ごとに、調査員調査（調査員が事業所ごとに調査票を配布・回収（オンライン回答も可能）する方式）、直轄調査（調査員を介さずに調査実施者から調査対象へ、直接、郵送により調査票を配布し、オンライン又は郵送により回収する方式）^(注)のいずれかの調査方法を採用している。

(注) 複数事業所企業については、本所事業所に傘下支所事業所の調査票をまとめて配布・回収する方式（本社一括調査）を採用。

(イ) 本件申請では、表4のとおり、令和3年調査において調査員調査で実施していた、単独事業所企業の「社会保険事業団体」と法人でない団体のうち非ネットワーク型産業の団体について、いずれも直轄調査に移行することを計画している。

表4 調査対象区分ごとの調査方法の新旧対照表

調査対象区分		調査方法	
		令和3年調査	令和8年調査
個人経営企業※1			調査員調査
会社、会社以外の法人※2	複数事業所		直轄調査
	単独事業所企業	資本金1億円以上の単独事業所、純粹持株会社、不動産投資法人	
		C 鉱業、採石業、砂利採取業	調査員調査
	上記以外	851 社会保険事業団体	直轄調査※3
		上記以外 従業者300人以上	直轄調査
		その他	調査員調査
外国の会社の事業所			直轄調査
法人でない団体	ネットワーク型産業※4		調査員調査
	非ネットワーク型産業		調査員調査
			直轄調査※5

※1 個人企業経済調査対象企業については、直轄調査で実施

※2 企業調査支援事業対象企業については、統計センターが調査票の配布・回収を実施

※3 「851 社会保険事業団体」については、直轄調査で実施

※4 事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業

「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」

※5 非ネットワーク型産業については、直轄調査で実施

(ウ) これらについては、調査をより効率的に実施するものであり、おおむね適當と考えるが、調査方法を変更する必要性について確認する必要がある。

(論点)

- 今回、社会保険事業団体及び法人でない団体のうち非ネットワーク型産業の団体の調査方法を調査員調査から直轄調査に見直すに至った背景事情・理由は何か。調査方法を見直すことにより期待される効果は何か。

ウ 報告方法の見直し

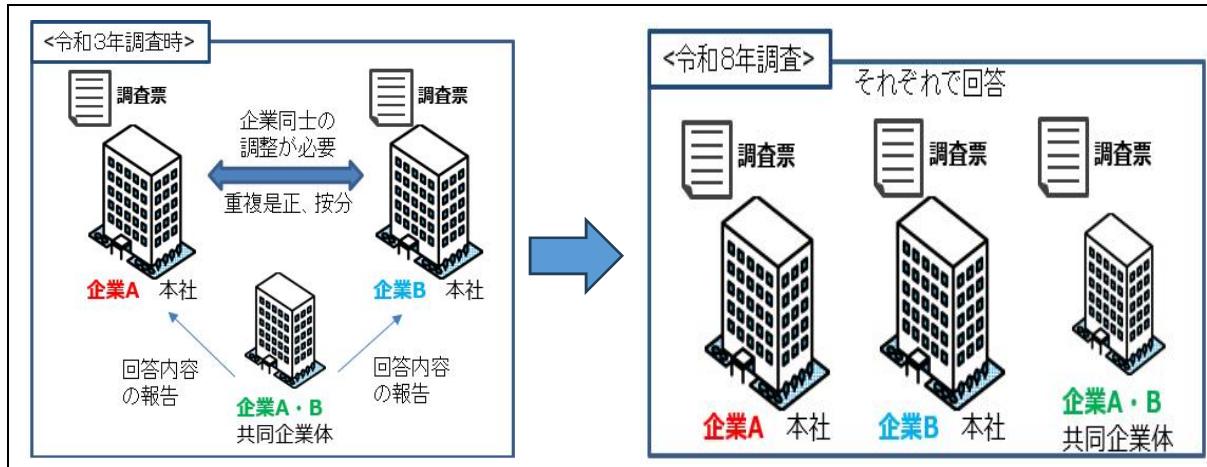
- これまで経営主体ごとに分けて回答を求めていた共同企業体の事業所について、一つの事業所として報告するよう、見直し

(審査状況)

(ア) 製造業事業所等における共同企業体は、令和3年調査においては、出資した企業それぞれの支所事業所として回答を求めていた。このため、企業間で出荷額や敷地面積等について重複記入への対応や按分処理を行うなど、報告者負担が生じていたことから、本件申請では、共同企業体の事業所を、出資した企業それぞれの支所事業所ではなく、1つの独立した事業所として報告を求めることを計画し

ている。(図2参照)

図2 共同企業体の取り扱いについて



(イ) これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適當と考えるが、変更に伴う影響等について確認する必要がある。

(論点)

- a 共同企業体を1つの事業所として把握するよう見直すに至った背景事情・理由は何か。見直しにより期待される効果は何か。また、この見直しによる、調査結果への影響はどのように見込んでいるか。
- b 共同企業体に関して従来どおり回答された場合は二重計上となってしまう可能性があるが、これを防止するためにどのような取組みを想定しているか。

(3) 集計事項の変更

ア 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計の見直し

- ・ 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を行う際、本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所（事業所）の売上高」とみなし、本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更

(審査状況)

(ア) 本調査は、「個人経営」複数事業所企業のうち、「本所・本社・本店」に該当する事業所において企業全体の売上高を報告することとし、個別の「支所・支社・支店」に該当する事業所については売上高について報告を求めていなかった。このため地域別集計を行う際、本所等が記入する「企業全体の売上高」を当該企業に所属する事業所（本所及び支所）の事業従事者数で按分し、各事業所が所在する地域の売上高に合算する方法で集計していた。

- (イ) 本件申請では、本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所（事業所）の売上高」とみなし、本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更することを計画している。
- (ウ) また、この集計方法の変更に伴い、前記（1）ウのとおり、「個人経営」の「支所・支社・支店」の場合における「本所の正式名称・所在地等」の把握を取りやめることとしている。
- (エ) これらについては、集計方法を見直すに至った背景事情や、総務省及び経済産業省における検討内容について確認を行う必要がある。

（論点）

- a 「個人経営」の複数事業所企業に関する地域別集計について、集計方法を変更する背景事情・理由は何か。
- b 変更することについて、ユーザーニーズをどのように確認したのか。利活用の観点から支障は生じないか。
- c 集計方法の変更による結果への影響について、統計ユーザーにどのように周知するのか。

イ その他の集計事項の見直し

- ・ 各府省及び地方公共団体からの要望、利活用ニーズや過去の調査結果等を踏まえて集計事項を見直し

（審査状況）

- (ア) 集計事項について、基本的に前回調査を継承するものの、各府省及び地方公共団体からの要望、利活用ニーズや過去の調査結果等を踏まえ、表5のとおり見直しを行うほか、前記（1）ウに記載の廃止予定の調査事項^(注)に対応した集計事項の廃止を計画している。

(注) 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

表5 主な集計事項の変更内容

No	主な変更内容		変更理由
①	産業大分類別に表章している統計表のうち「事業所に関する集計	大分類「I_卸売業、小売業」の内訳である中分類計「I1_卸売業」及び「I2_小売業」を単独分類として新たに追加表章	《地方要望》 予算特別委員会への提出資料として、また、産業労働行政を推進するための基礎資料として継続的に把握する必要
②		大分類「M_宿泊業、飲食サ	《地方要望》

	一売上（収入）金額等」に関するもの	「サービス業」の内訳である中分類計「M1_宿泊業」及び「M2_飲食サービス業」を単独分類として新たに追加表章	市の総合計画の基本計画（分野別計画）における施策の進捗状況把握に「飲食店売上高」を指標としているため
③	企業常用雇用者規模に関するもの	現行の最小区分「0～4人」について、事業所の常用雇用者規模と同様に「0人」と「1～4人」に分割し表章	《厚生労働省要望》 労働行政施策では、常用雇用者数1人以上の事業場を対象としているものが多く、施策の対象となる企業等数を把握する必要
④		「(再掲) (2000人以下)」を新設し表章	《地方要望》 令和6年5月改正の産業競争力強化法で新たに規定された「中堅企業者」の定義 ^(注) に準じた区分の企業等数を把握する必要
⑤		「人口30万以上市」を対象とした統計表においては、産業大分類と他の属性（従業者規模、経営組織等）をクロスさせた区分の事業所数・従業者数について、これらに対応する「全ての市区」を対象とした統計表を追加作成 ※一方、利用実績が認められなかった「人口30万以上市」における産業中分類の結果の表章を廃止	市別結果の利用ニーズが高いため
⑥	地域編第8表では、表側が市区町村と産業中分類のクロス、表頭で事業所数を従業者数規模によりさらに分割表章しているところ、従業者規模別の内訳を削除	「該当なし」となるセルが過多 ^(※) となっているため ^(※) 特に「従業者300人以上」は84.6%（全19783セル中16743セル）が「該当なし」	

(注) 「中堅企業者」：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項）

(イ) これについては、利活用ニーズ等を踏まえたものであり、おおむね適當と考えるが、廃止・削除するものについて、利活用に支障が生じないか確認する必要がある。

(論点)

- 表5の廃止・削除する集計事項について、利活用面等から、どのような検討を行ったのか。また、集計事項の廃止・削除に伴い利活用面から支障はないか。

(4) 公表時期の変更

- 国、地方公共団体における利活用ニーズが高い「産業横断的集計（確報）」の公表時期を3か月前倒しし、他の産業別集計結果（製造業を除く）と合わせて令和10年3月に公表

(審査状況)

ア 本件申請では、特に統計ユーザーのニーズの高い主要結果である「産業横断的集

計（確報）」の公表時期を早期化する方向で集計体系を再整理し、集計区分ごとの結果について、表6のとおり可能な限り、令和10年3月に同時に公表することを基本とすることを計画している。

表6 公表時期の変更の概要

令和3年調査		令和8年調査	
公表時期	集計区分	公表時期	集計区分
4年5月	産業横断的集計（速報）	9年5月	産業横断的集計（速報）
9月	製造業（概要）	9月	製造業（概要）
12月	鉱業、採石業、砂利採取業 製造業（品目編、産業編、地域編） 建設・サービス収入の内訳①	12月	製造業（品目編、産業編、地域編）
5年3月	卸売業、小売業 サービス関連産業 建設・サービス収入の内訳②	10年3月	鉱業、採石業、砂利採取業 卸売業、小売業 産業横断的集計（確報） (サービス関連産業含む) (建設・サービス収入の内訳含む)
6月	産業横断的集計（確報）		

イ これについては、利用者の利便性の向上に資するものであり、おおむね適當と考えるが、一部の集計区分について、公表時期が後ろ倒しになることから、利活用に支障がないか等について確認する必要がある。

（論点）

- a 今回、公表時期を見直すに至った背景事情・理由や、期待される効果は何か。
- b 一部の集計事項について、公表時期を前倒しすることとしているが、作業に支障をきたすことはないか。集計プロセスにおいてどのような見直しを行うのか。
- c 一部の集計区分について公表時期が後ろ倒しになるが、利活用に支障はないか。
- d 国民経済計算（年次推計）の基礎資料として、中間年では経済構造実態調査の第二次集計の結果（調査年翌年7月末に公表）が使用されているが、本調査においては、どのような対応を予定しているのか。

2 個人企業経済調査における本調査との同時実施用調査票の変更について

- ・ 同時実施用の調査票（個人企業経済調査の調査票に本調査の調査事項を入れ込んだもの）において、複数事業所企業の支所に対し「本所の正式名称・所在地等」を問う調査事項を廃止

（審査状況）

ア 個人企業経済調査については、前回諮問時（令和2年3月）に、本調査の調査事項

を入れ込んだ同時実施用の調査票を新たに設け、令和3年調査を実施した。

イ 本件申請では、前記1（1）ウのとおり、本調査において、個人経営の複数事業所企業の「支所・支社・支店」の場合における「本所の正式名称・所在地等」の把握を取りやめることとしたことを踏まえ、同時実施用の調査票においても、当該調査事項を廃止することを計画している。

ウ これについては、本調査の変更を反映させるものであり、本調査における調査事項廃止の妥当性については、前記1（1）ウに係る審議の中で確認することとしたい。

（論点）

特になし

3 本調査に関する統計委員会諮問第140号の答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第140号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること。

（審査状況）

ア 上記の課題について、総務省及び経済産業省は、各府省・地方公共団体に対して行った本調査に係る調査事項の要望把握（令和5年8月実施）において、支払利息等に係る要望は把握されておらず、また、外部有識者、内閣府等により構成される「令和8年経済センサス - 活動調査研究会」において、本調査における支払利息等の取扱いを議論した結果、国民経済計算等においては、既存のデータの利活用によって推計しているため、支払利息等を把握しなくとも問題ないことが確認されたことから、支払利息等は把握しないこととしている。

イ これについては、前回調査結果の利活用状況やニーズの把握状況について、確認する必要がある。

（論点）

a 本調査事項は、付加価値額の推計を目的として設定された経緯があるが、前回

調査で当該項目を把握しなかったことによる影響はあったか。

b 利活用ニーズ等の把握方法とその結果はどのようにになっているか。

4 本調査に関する第IV期基本計画への対応状況

第IV期基本計画における本調査に関する検討課題及びその対応状況は、表7のとおりとなっている。

表7 第IV期基本計画に対する対応

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	対応状況
1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組:二つの柱	令和8年経済センサス - 活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	令和6年度(2024年度)末までに結論を得る。	総務省の産業連関表作成担当と意見交換を実施し、調査名簿を共有することとする。
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	次回(令和8年)経済センサス - 活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	令和8年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。	生産物分類の対応(財分野の導入・サービス分野の改善)について、推計関係各所の要望を踏まえて、活動調査に使用する品目を設定する。 また、国民経済計算年次推計のために、中間年の経済構造実態調査と同様の時期に、内閣府に対して結果の早期提供を行う。

(審査状況)

ア これらの課題のうち、サービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化については、当該調査において本調査の調査名簿を共有することとしており、運用面での連携強化が図られていることから、適当と考える。

イ 調査事項の見直し等については、前記1(1)及び(4)に係る審議の中で確認することとしたい。

(論点)

特になし

5 個人企業経済調査に関する統計委員会諮問第105号の答申(平成29年9月21日付け統計委第11号)における「今後の課題」への対応状況について

個人企業経済調査については、統計委員会の諮問第105号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

- ① 「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において示されている「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、調査事項を再検討すること。ただし、本調査が事業規模の小さな個人企業を対象としている特性を考慮し、新たな調査事項の追加等については、その記入可能性や報告者負担を把握した上で、慎重に検討する必要がある。
- ② 本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。
- ③ 本申請では、調査計画が全面的に見直されることも踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供する観点から慎重な審査・集計を行うため、公表時期を、調査の実施終了から9か月後として設定しているが、変更後の計画によるノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討すること。

（審査状況）

ア 上記の課題について、総務省は、以下のとおり対応することとしている。

- ① 全企業の経済構造を明らかにする観点から、法人企業を対象とする経済構造実態調査で把握している調査事項のうち、本調査に追加等すべき調査事項はないか検討を行った。検討の結果、本調査の調査事項から経済構造実態調査と同定義（経済センサスベース）の付加価値額（純付加価値額）を集計することが可能であることを確認した。
- ② 民間委託後の調査票回収率は平均9割程度と安定的に推移している。結果精度についても、1企業当たりの売上高及び営業利益の標準誤差率（毎年算出）に大幅な変動はない。引き続き、委託事業者による必要な督促等を行うなど、調査票の回収状況等を踏まえて必要な改善を図っていきたい。
- ③ 調査計画上、集計結果については調査実施翌年の3月までに公表することとしており、令和5年調査結果は3月1日と、当初の公表期日に比べ、10日程度の公表早期化を図っている。今後も、利活用ニーズや実査・審査の状況等を踏まえ、早期化に向けた検討を行っていきたい。

イ 調査事項に関する検討、民間委託に係る結果精度等の検証及び結果公表の早期化のいずれも適切に対応しており、今後も必要な改善・検討を行っていくとしていることから、総務省の対応はおおむね適當と考える。

(論点)

特になし

以上